

仕様書

1. 件名

長崎県埋蔵文化財センター調査課島原分室整理棟用エアコン賃貸借及び保守

2. 設置期間

契約日から令和 7 年 6 月 30 日(月)

3. 賃貸借期間

令和7年7月 1 日(火)～令和 11 年3月 23 日(金)(45 カ月)

4. 納入場所

長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター調査課島原分室(雲仙市国見町神代丙 256-3)

5. 賃貸借機器の規格・数量・設置場所

設置場所	規格	数量
長崎県埋蔵文化財センター調査課 島原分室整理棟	床置き型エアコン(冷暖房用) 5馬力 室内機、室外機	各3台
	電気工事	1 式
	配管・配線工事	1 式

※配置場所は別添図面のとおり

6. 納入条件

納入については、事前に発注者と日程調整し、設置場所に使用可能な状態で設置すること。

7. 賃貸契約の内容(受注者負担)

(1) 維持管理について

- ・故障による修理及び定期消耗部品の交換等についてはリース料に含むものとし、使用者の故意・重過失によるものを除いてすべて無償対応とすること。
- ・年1回室内機のフィルター清掃を行うこと。(冷房運転前)

(2) 定期点検について

- ・第一種特定製品を設置する場合はフロン排出抑制法による定期点検の実施を含むこと。
- ・点検後は報告書を作成し、発注者(埋蔵文化財センター)へ報告すること。

8. 賃借料の支払

- (1) 目的を達するために必要とする部分に係る経費(製品、荷造、運送、工事、設置、保守、撤収に要する費用等)はすべて受注者負担とし、当該賃借料に含めること。
- (2) 当該機器の賃借料の支払については、毎月払いとする。
県は、正当な請求書を受理した日から 30 日以内に賃貸借料を支払うものとする。

9. その他

- (1) 本仕様書は、基本事項を記載したものであり、記載のない事項であっても機器の運用上、機能上及び構造上具備しなければならない事項及び社会通念上必要とされる事項については、受注者の責任において充足すること。
- (2) 受注者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 解約時及び賃貸借期間満了後は、受注者が速やかに機器を撤収し、原形復旧すること。
- (4) その他、記載のない事項については発注者への確認及び打合せによるものとする。

長崎県埋蔵文化財センター調査課島原分室整理棟 リースエアコン配線概略図

